

# 船舶事故調査報告書

平成28年4月7日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年10月19日 12時40分ごろ
発生場所	兵庫県明石市林崎漁港北西方沖 林崎港5号防波堤灯台から真方位312°1,320m付近 （概位 北緯34°39.1′ 東経134°57.3′）
事故の概要	水上オートバイYURARIKIは、西北西進中、また、水上オートバイニューペケは、北東進中、両船が衝突した。 ニューペケは、船長が負傷し、右舷エンジンフードに亀裂を生じ、また、YURARIKIは、左舷船底部に剝離及び擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成26年10月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ YURARIKI、0.1トン 260-47661兵庫、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112.0kW、平成25年7月 B 水上オートバイ ニューペケ、0.1トン 260-45485兵庫、個人所有 1.97m (Lr) × 0.62m × 0.20m、FRP ガソリン機関、58.9kW、平成19年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 38歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年4月18日 免許証交付日 平成22年3月26日 （平成27年6月19日まで有効） B 船長B 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年8月25日 免許証交付日 平成25年6月6日 （平成30年8月24日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 左舷船底部に剝離及び擦過傷 B 右舷エンジンフードに亀裂</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、林崎漁港北西方沖を仲間の水上オートバイ4台と共に約70km/hの速力で西北西進中、明石市藤江所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）から出航してきた水上オートバイを船首方に認め、同水上オートバイを右舷側に見て通過した。</p> <p>A船は、船長Aが、続けて水上オートバイが本件マリーナから出航してくるのではないかと思い、右舷船首方を見ていたところ、船首方至近にB船を認め、平成26年10月19日12時40分ごろA船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件マリーナを出発し、海岸沿いに設置されているのり網を水上オートバイのレースコースに見立てて3周し、本件マリーナに帰ろうとして約50km/hの速力で北東進中、右舷方に陸岸に沿って西北西進しているA船を認めた。</p> <p>船長Bは、B船が減速してもA船の前方に進出できると思い、約30km/hに減速して左転し、北進する体勢となったところで、A船の後方にいた2隻の水上オートバイの動向を見て本件マリーナに向けようと、約5km/hに減速して右舷後方を振り返ったところ、至近に迫ったA船を視認した。</p> <p>B船は、同じ針路及び速力でA船と衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突により落水した船長Bを救助しようとしたが、船長Bの負傷状況からA船に引き上げると傷に障ると思い、海に飛び込み、船長Bの救命胴衣をつかんで本件マリーナ付近の海岸に泳ぎ着いた。</p> <p>本件マリーナの店員は、負傷者がいるのを見て119番通報した。</p> <p>A船及びB船は、それぞれの友人により、発進場所に戻された。</p> <p>船長Bは、救急車で病院へ搬送され、右腓骨骨折及び肋骨多発骨折並びに全身打撲と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、B船の左転をA船が見ているだろうから、B船が、A船の前を航行する態勢となっても、A船がB船を避けてくれるものと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、林崎漁港北西方沖を西北西進中、船長Aが、本件マリーナ</p>

	<p>から水上オートバイが出航してくるのではないかと思い、右舷船首方を見ていて前路の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行してB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、林崎漁港北西方沖を北東進中、船長Bが、B船がA船の前を航行する態勢となっても、A船がB船を避けてくれるものと思い、A船の前路に向けて左転するとともに減速したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、林崎漁港北西方沖において、A船が西北西進中、B船が北東進中、船長Aが、本件マリナーから水上オートバイが出航してくるのではないかと思い、右舷船首方を見ていて前路の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、B船がA船の前を航行する態勢となっても、A船がB船を避けてくれるものと思い、A船の前路に向けて左転するとともに減速したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

